

## 平成29年産 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払実績について

農林水産省は、平成29年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払実績を取りまとめました。平成29年産の米価は前年より上昇したものの、大豆の販売価格の低下などにより、補てん総額は約54億円となりました。

### ナラシ対策の支払件数と補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成29年産	18,737	54.4億円

注：補てん総額は、国費と農業者拠出の合計です。

### （参考）過去のナラシ対策の支払件数及び補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成28年産	57,064	178.7億円
平成27年産	93,891	332.3億円
平成26年産	58,375	516.4億円
平成25年産	31,876	46.5億円
平成24年産	1,234	1.9億円
平成23年産	5,043	6.7億円
平成22年産	39,516	83.1億円
平成21年産	52,000	188.7億円
平成20年産	21,259	72.0億円
平成19年産	50,210	313.8億円

< 添付資料 >

平成29年産ナラシ対策の支払実績（都道府県別）  
ナラシ対策とは

#### 【お問合せ先】

政策統括官付総務・経営安定対策参事官付  
経営安定対策室  
担当者：土居下、龍、木崎  
代表：03-3502-8111（内線5139）  
ダイヤルイン：03-6744-2147  
FAX：03-6744-7610

## 平成29年産ナラシ対策の支払実績（都道府県別）

全 国 都 道 府 県			加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)
全 国			103,359	18,737	54.44
北 海 道			19,072	4,533	16.92
東	青 森 県		4,780	84	0.52
	岩 手 県		3,113	54	0.23
	宮 城 県		4,108	290	2.18
北	秋 田 県		8,378	185	1.18
	山 形 県		7,636	38	0.18
	福 島 県		4,750	38	0.14
関	茨 城 県		3,004	61	0.17
	栃 木 県		5,171	86	0.21
	群 馬 県		932	6	0.02
	埼 玉 県		1,200	3	0.00
	千 葉 県		994	3	0.00
	東 京 都		3	—	—
	神 奈 川 県		121	2	0.00
東	山 梨 県		122	9	0.01
	長 野 県		1,378	41	0.23
	静 岡 県		316	—	—
北 陸	新 潟 県		12,228	10,198	22.05
	富 山 県		1,470	172	0.50
	石 川 県		1,752	23	0.04
	福 井 県		1,146	102	0.25
東 海	岐 阜 県		645	83	0.27
	愛 知 県		571	75	0.51
	三 重 県		901	707	1.47
近 畿	滋 賀 県		2,247	725	3.23
	京 都 府		313	7	0.00
	大 阪 府		34	—	—
	兵 庫 県		1,008	26	0.03
	奈 良 県		82	3	0.00
和 歌 山 県		63	—	—	
中 国 ・ 四 国	鳥 取 県		363	39	0.09
	島 根 県		667	4	0.00
	岡 山 県		787	1	0.00
	広 島 県		482	3	0.00
	山 口 県		770	21	0.05
	徳 島 県		146	1	0.00
	香 川 県		591	4	0.00
	愛 媛 県		571	24	0.09
	高 知 県		198	1	0.01
九 州	福 岡 県		2,069	513	2.21
	佐 賀 県		1,531	167	0.26
	長 崎 県		682	26	0.01
	熊 本 県		3,204	132	0.89
	大 分 県		1,290	210	0.44
	宮 崎 県		1,540	16	0.03
鹿 児 島 県		830	21	0.03	
沖 縄 県		100	—	—	

（注1） 加入件数は、平成29年7月31日時点（福岡県及び大分県は9月末時点）の積立金納付者の件数である。

（注2） 支払件数及び補てん総額は、平成30年8月31日時点の数値である。

（注3） ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

# ナラシ対策とは

米価が下落した際などに収入を補てんする保険的制度です。

## 1 対象者

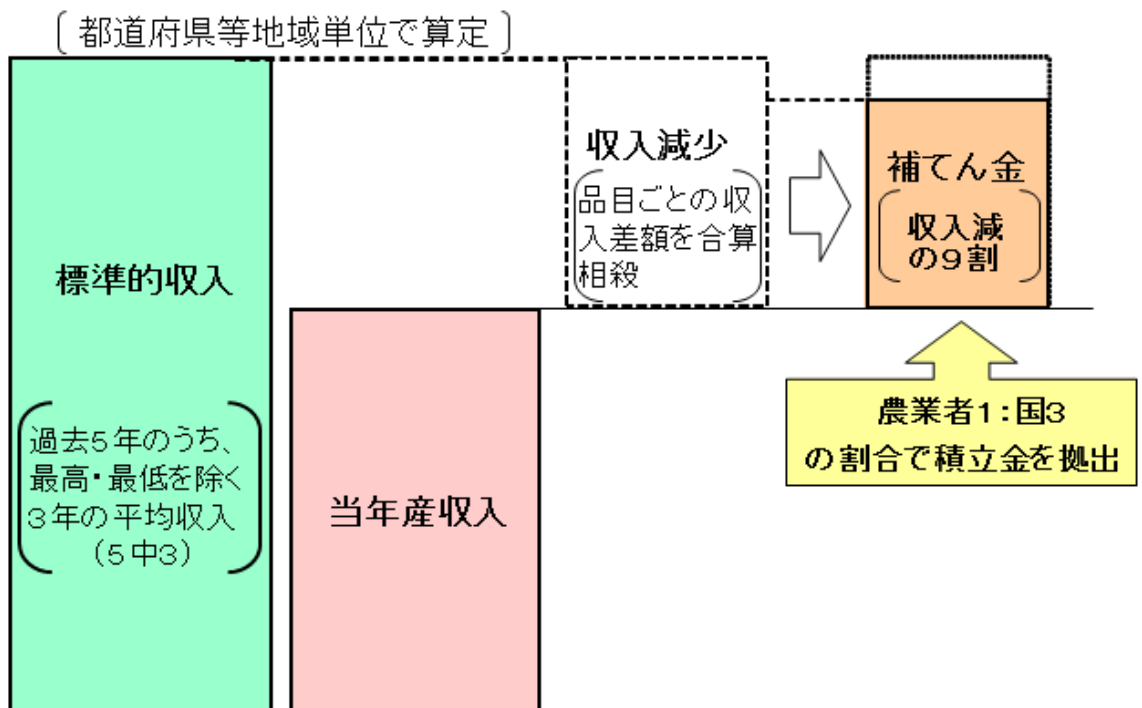
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象  
(規模要件はありません)

## 2 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

## 3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。